

# 東京都雇用・就業対策審議会条例の改正案について

2020年2月10日

日本共産党東京都議会議員団

## 【改正案の内容】

### 1. 審議会について（第6条）

- ①審議会の招集について、知事から会長へと改正します。
- ②審議会は毎年一回以上開催する義務規定を設けます。

### 2. 「建議」について（第2条）

- ①審議会による「建議」について、現行では「職業能力の開発に関する事項」（第2条1項2号）に限っていたものを、「雇用及び就業対策に関する事項」「労使関係の安定に関する事項」「前各号に掲げるもののほか、知事が必要とする事項」を加え、第2条1項の各号について建議できるよう改正します。
- ②建議する相手に、関係行政機関に加え「知事」を追加します。

### 3. 委員以外の出席、特別委員会について（第8条、第9条）

- ①審議会が必要と認める場合、委員以外の出席や必要な資料を求めることができる規定を追加します。
- ②審議会が必要と認める場合、委員のほかに部会に特別委員を置くことができる規定を追加します。

## 【改正案の理由】

非正規雇用、就職氷河期世代問題、就労に関する支援策の抜本的強化など、今の状況に応じた対策が必要な今、東京都雇用・就業対策審議会の役割はますます重要となっています。

東京都雇用・就業対策審議会は、条例第一条で「雇用及び就業の促進、職業能力の開発並びに労使関係の安定を図るため、知事の附属機関として」設置するとしています。ところが、審議会は2013年1月24日以降、7年間開催されず、委員の委嘱もされていません。実態として審議会は設置されておらず、審議会条例第一条違反です。

一方、就労困難者への支援とソーシャルファーム推進条例について、審議会に諮ることなく、知事の私的諮問機関である「有識者会議」で検討されました。

しかし、地方自治法第138条の4の3項は、諮問などを行う行政の附属機関は条例で設置することとしており、多くの判例で条例に基づかない「有識者会議」を附属機関のように扱うことは違法とされています。

このような現状を打開し、東京都雇用・就業対策審議会をきちんと開催し、機能させるための改正案です。

以上